

職員の懲戒処分について

富谷市教育委員会では、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 懲戒処分等の内容

懲戒処分等の内容（1）		懲戒処分等の内容（2）
被処分者	教育部生涯学習課公民館 主査 64歳 男性 再任用職員	管理監督者 公民館長
処分内容	停職14日	厳重注意（口頭）

2 事案の概要

令和2年10月19日（月）午後5時30分過ぎ、職員は業務終了後、公民館駐車場から自家用車で帰宅しようとして出発したところ、左隣に駐車している乗用車に接触したことがわかったが、そのまま現場から立ち去った（当て逃げ行為）。

午後7時30分頃、上司から「公民館の駐車場で車の当て逃げがあったが心当たりないか」を問われ「暗くてよくわからなかった」と嘘の返事をした（虚偽報告）。

翌20日、午後4時過ぎ、大和警察署交通事故捜査係の職員が来館。その際にも「自家用車は妻に貸している」と嘘の返答をした（警察官への虚偽報告）。

これらの行為は、富谷市役所職員全体の信用を失墜させる極めて不名誉な行為であり、地方公務員として地方公務員法第29条第1項各号及び同法第33条の公務員信用失墜行為に該当する行為である。

よって、今後を戒め、懲戒処分として停職14日としたものである。

なお、事故で損害を与えた相手とは示談が成立している。

3 処分年月日

令和3年3月5日（金）

問合せ先

○富谷市総務部総務課人事管理担当

電話：022-358-0621

○富谷市教育委員会

電話：022-358-3196